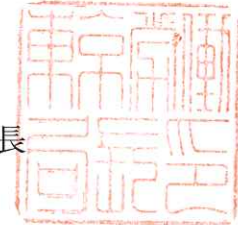




令和6年9月25日

一般社団法人東京経営者協会会長
富田 哲郎 殿

東京労働局長



東京都最低賃金の改正金額の周知広報に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、今般、東京都最低賃金を時間額 1,163 円（令和6年10月1日発効）に改正いたします。

最低賃金は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、全ての労働者に適用されるものであることから、使用者も労働者も必ず確認していただくことが重要です。

つきましては、会員の皆様に対する改正後の東京都最低賃金の周知について、貴会で発行されている広報誌、ホームページに掲載いただくほか、改正金額の周知用ポスター、リーフレットの掲示又は窓口への配架など、特段の御協力を賜りますよう、御願ひ申し上げます。

また、都内の中小企業・小規模事業者が、東京都最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう、支援策（業務改善助成金など）の利用勧奨の周知につきましても、特段の御協力を賜りますよう、併せて御願ひ申し上げます。

【問い合わせ先】

（最低賃金の周知全般に関すること）
東京労働局労働基準部賃金課 03-3512-1614
（業務改善助成金に関すること）
東京労働局雇用環境・均等部企画課 03-6893-1100
（キャリアアップ助成金に関すること）
東京労働局ハローワーク助成金センター 03-5332-6923